

第 8 期計画における介護保険料について

1 前回報告内容

- ① 保険料は、基準額に所得段階別の割合を乗じて算定する。
- ② 第 8 期は、第 7 期と同様の所得段階（14 段階）と所得段階別割合（基準額の 0.5 倍から 2.30 倍）を適用予定。
- ③ 保険料基準額の確定は、介護報酬改定確定後。（令和 3 年 1 月に公表される予定）
- ④ 現時点での試算では、第 8 期保険料基準額（月額）は 6,400 円～6,600 円程度と見込む。
- ⑤ 保険料基準額の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金を有効活用する。

2 最終的な介護保険料と考え方

(1) 第 8 期計画における介護保険料基準額

	第 7 期計画 (H30～R2)	第 8 期計画 (R3～R5)	備考
基準額（月額）	6,163 円	6,358 円	+195 円
基準額（年額）	73,956 円	76,296 円	+2,340 円

(2) 考え方

- ① 所得段階（14 段階）と所得段階別割合（基準額の 0.5 倍から 2.30 倍）は変更なし。
- ② 令和 3 年度介護報酬改定については、0.70%の増改定。保険料については、令和 3 年度から令和 5 年度の平均値である 0.67%を反映。
- ③ 介護給付費準備基金取崩し額は、13 億円とする。（基金残高：約 16 億 5,000 万円）

※ 所得段階別の介護保険料は裏面のとおり

【第8期保険料段階表】

単位（円）

		第8期計画期間		保険料		(参考)第7期保険料	
		対象者	負担割合	年額	月額	年額	月額
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	×0.5 (×0.3)	38,148 (22,889)	3,179 (1,907)	36,978 (22,187)	3,082 (1,849)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額が80万円 超120万円以下の人	×0.65 (×0.5)	49,592 (38,148)	4,133 (3,179)	48,071 (36,978)	4,006 (3,082)
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額が120万円 超の人	×0.75 (×0.7)	57,222 (53,407)	4,769 (4,451)	55,467 (51,769)	4,622 (4,314)
第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合 計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88	67,140	5,595	65,081	5,423
第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合 計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	76,296	6,358	73,956	6,163
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円 未満の人	×1.13	86,214	7,185	83,570	6,964
第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円 以上200万円未満の人	×1.25	95,370	7,948	92,445	7,704
第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円 以上300万円未満の人	×1.5	114,444	9,537	110,934	9,245
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円 以上400万円未満の人	×1.6	122,074	10,173	118,330	9,861
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円 以上500万円未満の人	×1.7	129,703	10,809	125,725	10,477
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円 以上600万円未満の人	×1.85	141,148	11,762	136,819	11,402
第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円 以上700万円未満の人	×2.0	152,592	12,716	147,912	12,326
第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額700万円 以上800万円未満の人	×2.15	164,036	13,670	159,005	13,250
第14段階		市民税本人課税で、合計所得金額800万円 以上の人	×2.3	175,481	14,623	170,099	14,175

※（ ）は公費による軽減後の負担割合